

第五十五号

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部改正について

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部を改正する条例

(徳島県法定外公共用財産管理条例の一部改正)

第一条 徳島県法定外公共用財産管理条例(平成十二年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第五項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「千五十円」を「千八十円」に改める。

(海岸法施行条例の一部改正)

第三条 海岸法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第四項及び同表の二の表の注第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(河川法施行条例の一部改正)

第四条 河川法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の流水占用料(その二)の表中「三、六七五円」を「三、七八〇円」に改める。

別表第二の注第四項及び別表第三の注第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(道路法施行条例の一部改正)

第五条 道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(徳島県港湾施設管理条例の一部改正)

第六条 徳島県港湾施設管理条例(昭和三十二年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の注第四項及び同表の二の表の注第四項中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同表の三の表その一中「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八五〇円」に、「三千三百円」を「三千三百九十円」に改め、同三の表その二中「八百円」を「八百二十円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同表の四の表中「五三〇円」を「五四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、三七〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九六〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九九〇円」に、「七、四五〇円」を「七、六六〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七五〇円」に、「九、七六〇円」を「一〇、〇三〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「二、二八〇円」を「二、六三〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六九〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五五〇円」に、「八、一九〇円」を「八、四二〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「一〇、七一〇円」を「一一、〇一〇円」に、「六、九三〇円」を「七、二二〇円」に、「一六、三八〇円」を「一六、八四〇円」に、「三三、一三〇円」を「三三、〇四〇円」に、「四九、一四〇円」を「五〇、五四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

(港湾法施行条例の一部改正)

第七条 港湾法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第三項及び同表の二の表の注第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び附則第六項の規定は、同年五月一日から施行する。

(徳島県法定外公共用財産管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている法定外公共用財産の使用に係る使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(海岸法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に許可を受けている海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内の土石の採取に係る占用料又は土石採取料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(河川法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に許可又は登録を受けている河川の流水の占用等に係る流水占用料等については、当該許可又は登録の期間中に限り、なお従前の例

による。

(道路法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に許可を受け、又は同意を得ている道路の占用に係る占用料については、当該許可又は同意の期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第六条の規定の施行の際現に許可を受けている港湾施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(港湾法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に許可を受けている港湾区域内の水域若しくは公共空地の占用又は港湾区域内の水域若しくは公共空地における土砂の採取に係る占用料又は土砂採取料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。